





6 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下この項において「法」という。施行に関する事務)	(1) 市町の健全化判断比率の総務大臣への報告(法第3条第3項)その他の法の施行に関すること。								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の4の表生活衛生課の部中17の項を18の項とし、8の項から16の項までを1項とし繰り上げ、7の項の次に次のように加える。

8 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第173号。以下この項において「法」という。施行に関する事務)	(1) 報告の徴収及び立入検査(法第20条第2項)								
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。								

別表第三の5の表医師保険課の部一の項の㊸中「第109条」を「第108条」とし、この項を次のように改める。

2 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和7年法律第80号。以下この項において「法」という。施行に関する事務)	(1) 県医療費適正化計画の策定(法第9条第1項)								
	(2) 診療報酬に係る意見の提出(法第13条第1項)								
	(3) 診療報酬の特例に係る協議(法第14条第2項)								
	(4) 後期高齢者医療診療報酬審査委員会の委員の委嘱(法第127条において準用する国民健康保険法第88条第2項)								
	(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。								

別表第三の5の表医師保険課の部中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から7の項までを1項とし繰り上げ、回部8の項中(一)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを(2)から(11)までとし、(13)を削り、(14)を(12)とし、(15)から(17)までを(13)から(16)までとし、(18)中「聴取」を「機会の付与」に改め、回部(18)を回部(16)とし、回部(19)中「(18)」を「(16)」に改め、回部(19)を回部(17)とし、回部中8の項を7の項とし、9の項から13の項までを削り、14の項を8の項とし、15の項を9の項とし、16の項を10の項とし、回部17の項(5)中「(4)」を「(5)」に改め、回部(5)を(6)とし、(2)から(4)までを(3)から(5)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 准看護師再教育研修の実施及びこれを受けるべき旨の命令(法第15条の2第2項)									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の5の表医師保険課の部一の項を回部一の項とし、回部一の項の(2)中「別表第一の4の表一の項」を「別表第一の5の表一の項」とし、回部18の項を回部12の項とし、回部の次に次のように加える。







附 則  
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日  
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）